



2024年7月16日

各位

会社名 東京応化工業株式会社
代表者名 取締役社長 種市 順昭
コード番号 4186（東証プライム）
問合せ先 広報CSR部長 川田 哲也
TEL. 044-435-3000

「東京応化グローバル社員持株会譲渡制限付株式ユニット制度」の導入に関するお知らせ

当社は、2024年7月16日付で、会社法第370条及び当社定款第28条（取締役会の決議の省略）に基づき、東京応化グローバル社員持株会譲渡制限付株式ユニット制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の対象者

東京応化グローバル社員持株会（以下、「グローバル持株会」という。）に加入している当社グローバル拠点に在籍する役職員のうち、当社が定める者（以下、「対象者」という。）。

※導入グローバル拠点：米国、台湾、韓国、中国、シンガポール、オランダ、フランス

2. 本制度導入の目的

グローバル持株会に加入する対象者のうち、対象者に対し、対象者の福利厚生の増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象者の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象者が当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

3. 本制度の概要

本制度は、当社が対象者に対して当社が定める数の譲渡制限付き株式ユニット（RSU）を事前に支給し、対象者が当社の予め定める期間において、当社グローバル拠点に在籍する役職員の地位にあること等を条件として、対象者が権利確定をした場合、当該ユニット数と同数の当社の普通株式を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて本交付株式を調整します。

4. 当社株式の交付の方法および時期

当社は、権利確定後、当社の定める時期に、当社または当社の海外子会社から対象者に支給された当社に対する金銭債権の現物出資と引換えに、当社の取締役会の決議に基づく新株発行、自己株式処分または市場買付によって、本交付株式数の当社株式を交付します。

また、本制度により発行または処分される当社株式の1株あたりの払込金額は、発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない範囲において当社の取締役会において決定します。

5. 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、取締役会の決議に基づき、合理的に定める数の当社株式、金銭または組織再編行為等の相手方の株式を交付することができます。

以 上